

MHM Asian Legal Insights

第 162 号 (2024 年 4 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者: 弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

1. タイ : [外国人事業法に基づき外国人が営むことができない事業の規制緩和に関する省令草案の公表](#)
2. フィリピン : [データプライバシー法に関する国家プライバシー委員会の最近の動向](#)
3. インドネシア : [有期雇用契約の中途解約時における従業員に対する金銭補償に関する最高裁通達](#)
4. マレーシア : [サイバーセキュリティ法案](#)
5. シンガポール : [ACRA 登録関係の法改正案の公表](#)

今月のコラム [—Dress to impress la!—](#)

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、**MHM Asian Legal Insights 第 162 号 (2024 年 4 月号)** を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

※本レターに記載した円建て表記は、ご参照のために、各現地通貨を現在の為替レートで換算したものとなります。

1. タイ: 外国人事業法に基づき外国人が営むことができない事業の規制緩和に関する省令草案の公表

タイでは、外国人事業法 (Foreign Business Operations Act) の別表 3 により、タイの国内産業の競争力が不十分であるために、「外国人」(外国人が株式の 50%以上を保有する法人を含みます。)が原則として営むことができない事業が 21 業種挙げられており、外国人が当該事業を営むためには、外国人事業許可 (Foreign Business License : 「FBL」) 又は外国人事業証明書 (Foreign Business Certificate : 「FBC」) を取得する必要があります。この FBL の発行は当局の広範な裁量に委ねられ、業種にもよるものの、一般に取得の難度が高いといわれています。また FBC も投資奨励カテゴリーの事業分野や工業団地内での事業に限られるなどの制約があります。

外国人が原則として営むことができない 21 業種には、「その他サービス業」という

MHM Asian Legal Insights

キャッチオール規定が設けられており、これまでタイは、省令において「その他サービス業」から一部の業務を除外する形で、規制緩和を図ってきました。

近時、新型コロナウイルス禍における投資落ち込みの影響を受け、アジア各国の外資規制が見直される中で、タイにおいても外資誘致に向けた積極的な規制緩和措置を検討しています。

具体的には、今回、上記 21 業種のうち、「代理・仲介業」及び「その他サービス業」から、新たに以下の事業を除外することを内容とする省令草案（「本省令草案」）が公開され、併せて公聴会も開催されました（2024 年 3 月 15 日付けで閉会）。

- ・ 電気通信事業
- ・ トレジャリーセンター事業（グループ会社のための外貨資金管理）
- ・ ソフトウェア開発事業（特に、ビッグデータ・データ分析ソフトウェア、サイバーセキュリティソフトウェア、先端技術設備の制御等に関するソフトウェア、先端技術産業用ソフトウェア）
- ・ （一定の）関連会社向けの管理、人事又は IT 管理事業
- ・ （一定の）関連会社向けの国内保証事業
- ・ 従業員の福利厚生のための自動販売機や ATM 等のサービス機器の設置用地の一部貸与事業
- ・ 石油採掘事業
- ・ 証券取引法に基づく証券担保ローン等の事業
- ・ デリバティブ法に基づく代理店、ブローカー、アドバイザー、ファンド管理等の事業

以上のとおり、本省令草案は、これまで外国人事業法により外国人が営むことができなかった事業について、広範な緩和を企図するものであり、本省令草案とおりの内容が施行された場合には（特別法への留意はまだ別途必要であるものの）外国企業のタイに対する投資実務及びタイにおける事業活動への大きな影響が予測されます。そのため、草案の検討状況については、引き続き留意する必要があります。

タイ弁護士 パヌパン・ウドムスワンナクン

☎ +66-2-009-5152（バンコク）

✉ panupan.u@mhm-global.com

弁護士 千原 剛

☎ +66-2-009-5079（バンコク）

✉ go.chihara@mhm-global.com

弁護士 平田 亜佳音

☎ +66-2-009-5135（バンコク）

✉ akane.hirata@mhm-global.com

弁護士 森 康明

☎ +66-2-009-5149（バンコク）

✉ yasuaki.mori@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

2. フィリピン：データプライバシー法に関する国家プライバシー委員会の最近の動向

フィリピンの個人情報保護に関する規制であるデータプライバシー法（Data Privacy Act : 「DPA」）に関しては、その施行及び運用について、監督官庁である国家プライバシー委員会（National Privacy Commission : 「NPC」）が様々な通達（Circular）を公表しています。2022年12月に公表された個人データ処理システム及びデータ保護担当者の登録に関するNPCの通達は、本レター第148号（2023年2月号）において取り上げたとおりです。

2023年以降、NPCは、DPAに関する通達として、①Privacy Mark Certification Programにおける認証要件に関する通達第2023-05号（NPC Circular No. 2023-05）、②個人情報の保護のための遵守事項に関する通達第2023-06号（NPC Circular No. 2023-06）及び③個人情報の取扱いにかかる「正当な利益（legitimate interest）」に関する通達第2023-07号を公表しています。これらの各通達の概要は以下のとおりです。

(1) 通達第2023-05号

公表日	2023年10月25日
施行日	2024年3月15日
概要	Philippine Privacy Mark Certification Program ¹ におけるNPCの認証を受けるための要件として、情報セキュリティマネジメントシステムに関するISO/IEC 27001、個人情報保護システムに関するISO/IEC 27701といった国際規格を取得する必要がある。

(2) 通達第2023-06号

公表日	2023年12月1日
施行日	2024年3月30日
概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人情報管理者（Personal Information Controller）及び個人情報処理者（Personal Information Processor）は、個人情報保護に関し、以下を含む対応を行わなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ データ保護担当者（Data Protection Officer : 「DPO」）の指名 ➢ DPO及びデータ処理システムのNPCへの登録 ➢ データ処理システム及びアクティビティの記録 ➢ 個人情報処理に関するプライバシー影響評価（Privacy Impact

¹ 個人情報保護に関する規制遵守と個人情報の安全な越境移転が確保されているとNPCが認めた個人情報管理者及び個人情報取扱事業者に対して、Privacy Mark Certificateが付与されるプログラムであり、2021年に創設された。

MHM Asian Legal Insights

	<p>Assessment) の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ プライバシー管理プログラム (Privacy Management Program) の策定、従業員等への個人情報保護方針に関する研修の実施 ● 上記のほか、個人データの処理等に際して考慮すべき原則、個人データの保管方法、個人データへのアクセス制限、事業継続計画の策定、個人データの送付方法、個人データの廃棄方法等が定められている。 ● 上記対応に関する経過措置として、施行日から 12 か月の猶予期間が設けられている。
--	---

(3) 通達第 2023-07 号

公表日	2023 年 12 月 13 日
施行日	2024 年 1 月 14 日
概要	<ul style="list-style-type: none"> ● DPA の下で個人情報の取扱いが認められる正当な利益 (legitimate interest) が認められるためには、①目的、②必要性、③均衡性という 3 つの要件を充足する必要がある。各要件について、主に以下の要素が考慮される。 <ul style="list-style-type: none"> ① 目的 (Purpose Test) : 目的が特定されているか、当該目的が法律等に反していないか、当該目的がデータ主体に事前に明示されているか ② 必要性 (Necessity Test) : 個人情報の処理の方法が、その目的に照らし必要かつ十分なものか ③ 均衡性 (Balancing Test) : 個人情報の処理がデータ主体に及ぼす影響、処理の方法、目的等を踏まえ、正当な利益がデータ主体の基本的権利より優先されるものであるか ● 関連する個人情報管理者は、上記要件の充足に関する評価を実施しその結果を書面で記録しなければならない。この対応は施行日から 90 日以内に行う必要がある。

DPA の運用に関し、NPC は定期的に通達を更新するなど、積極的な情報発信を行っています。DPA はフィリピンで事業を行う日系企業における個人情報の取扱いについても当然に適用されます。DPA による通達には、適用企業において一定の対応を採ることを義務付ける内容が盛り込まれることもあるため、その内容について注意深くフォローしていく必要があります。

(ご参考)

本レター第 148 号 (2023 年 2 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00066431/20230220-020535.pdf>

MHM Asian Legal Insights

弁護士 園田 観希央

☎ 052-446-8651 (名古屋)

☎ 03-6266-8595 (東京)

✉ mikio.sonoda@mhm-global.com

弁護士 井上 淳

☎ 03-6266-8566 (東京)

✉ atsushi.inoue@mhm-global.com

3. インドネシア：有期雇用契約の中途解約時における従業員に対する金銭補償に関する最高裁通達

インドネシアの最高裁は、2023年12月29日付けで、有期雇用契約の中途解約時における従業員に対する金銭補償義務を明確にする通達を公表しました（最高裁通達2023年3号：「本通達」）。本通達は、最高裁から下級裁判所宛の通達であり、インドネシアの法令の一部を構成するものではないですが、各裁判所は遵守すべきものとなります。本通達は、会社運営実務上も考慮すべきものですので、本レターにおいて概要を解説いたします。

インドネシアの雇用契約は、大別すると、期限の定めがある有期雇用契約、及び期限の定めがない無期雇用契約の2つの類型が存在します。

このうち、本通達の対象である有期雇用契約は、雇用期間中に中途解約することができ、この場合の従業員に対する金銭補償義務は、インドネシア労働法62条及び政令2021年35号（「本政令」）17条においてそれぞれ規定されています。

労働法62条においては、有期雇用契約が中途解約された場合、一定の例外的な場面（従業員が死亡した場合、裁判所の決定がある場合、雇用契約・就業規則等に記載の雇用契約終了事由が生じた場合等）を除いて、雇用主は従業員に対して残存契約期間の給与相当額の支払義務を負う旨が規定されています。

また、本政令17条では、従業員との有期雇用契約を中途解約する場合、当該解約時点において雇用開始日から1か月以上継続して勤務をしている従業員に対しては、一定の補償金（勤続期間（月数）÷12）×1か月分の給与（基本給+固定手当）相当額の支払義務を負う旨が規定されています。

もっとも、実務上は、有期雇用契約が早期に終了したとしても雇用主が上記法令に基づき従業員に対する各金銭補償を行っていない事案が多く見られます。特に、残存契約期間の給与相当額の支払については、雇用契約上、労働法62条の適用排除の特約がなされている事案やそのような特約がない場合であっても実際には支払が行われていない実態も見られるところです。

上記実務は、法令に則していない労働者の保護に欠けるものであるため、最高裁としても、本通達の公表を通じて、改めて法令上の従業員の権利を明確化することを狙ったものと思われます。

本通達でも明確にされているように、有期雇用契約に基づき雇用をしている従業員について早期に契約を終了する場合には、上記2種類の支払を適切に行う必要があります。

MHM Asian Legal Insights

弁護士 竹内 哲

☎ +65-6593-9755 (シンガポール)

✉ tetsu.takeuchi@mhm-global.com

弁護士 大林 尚人

☎ +65-6593-9764 (シンガポール)

✉ naoto.obayashi@mhm-global.com

4. マレーシア：サイバーセキュリティ法案

マレーシアでは、サイバーセキュリティ法案が、2024年3月27日に代議院（下院）で、2024年4月3日に元老院（上院）で、それぞれ可決されました。これまでサイバーセキュリティに関しては様々な法令において個別の定めが置かれていたところ、この分野に関する初の統一的な法令となります。法案はこの後、国王の承認を得て、法律として施行されることが見込まれます。

同法案はマレーシアにおけるサイバーセキュリティの強化を目的としたものであり、その規定対象は多岐にわたりますが、特に一般企業に対しどのような義務が課されるかという観点から、注目すべき点をご紹介します。

(1) NCSC と NACSA の役割

同法案のもとでは、同法案の担当機関として国家サイバーセキュリティ委員会（National Cyber Security Committee：「NCSC」）が設立されます。また、2017年に設立されたマレーシア国家サイバーセキュリティ局（National Cyber Security Agency：「NACSA」）の長官がNCSCの事務局を務め、NCSCに対する助言や、NCSCや政府が定めたポリシーの遂行を担当します。

(2) NCII Entity の指定

国家の重要な情報インフラストラクチャーに関する業種（national critical information infrastructure sector：「NCII Sector」）においては、その業種ごとに、サイバーセキュリティの担当大臣が、NACSA長官の推薦に従い、同業種の指導者（national critical information infrastructure sector leads：「NCII Leads」）を任命することができます。ここでの「国家の重要な情報インフラストラクチャー」とは、コンピュータ又はコンピュータシステムの中断若しくは破壊が、マレーシアの安全保障、防衛、外交、経済、公衆衛生、公共の安全及び公共の秩序に不可欠なサービスの提供、若しくは連邦政府又は州政府がその機能を効果的に遂行する能力に重大な障害を与える可能性があるものとされています。

指導者は、自らが担当する業種について、国家の重要な情報インフラストラクチャーに関する業務を遂行している法人（national critical information infrastructure sector entity：「NCII Entity」）を指定し、同業種についてサイバーセキュリティを強化

MHM Asian Legal Insights

するための実務指針を制定し、NCII Entity が同法案のもとで課せられる義務を果たしているかを監督します。

NCII Sector としては、政府機関、銀行・金融、輸送、防衛・安全保障、情報通信・デジタル、ヘルスケア、上下水道・廃棄物処理、エネルギー、農業、商取引・製造・経済、科学技術開発という広汎な業種が挙げられています。

NCII Entity には、公的機関だけではなく一般企業その他民間の団体も該当し得るとされており、したがって一般企業も上記の業種において国家の重要な情報インフラストラクチャーに関する業務を遂行しているものとして NCII Entity の指定を受ける可能性があります。

(3) NCII Entity の義務

NCII Entity の指定を受けた場合には、以下を含む広い義務が課せられます。

- ✓ 実務指針に沿って、自らが運営する国家の重要な情報インフラストラクチャーにおけるサイバーセキュリティを確保するための施策、標準及び手続を定め実行する義務
- ✓ 自らが運営する国家の重要な情報インフラストラクチャーについてサイバーセキュリティリスクアセスメントを行う義務
- ✓ 同法案の遵守に関し、NACSA 長官の承認を受けた監査人によるサイバーセキュリティ監査を受ける義務
- ✓ 自らが運営する国家の重要な情報インフラストラクチャーにおいてサイバーセキュリティインシデントが発生した又は発生した可能性がある場合には NSCSA 長官及び自らの業種の指導者に報告をする義務
- ✓ 自らの業種の指導者の求めに応じ、自らが運営する国家の重要な情報インフラストラクチャーに関する情報提供を行う義務

これらの義務に違反した場合は、懲役刑又は罰金刑若しくはその併科の可能性があります。

また、これらの義務違反に限らず、国家の重要な情報インフラストラクチャーの一部又は全部がマレーシアに所在する場合、そうした国家の重要な情報インフラストラクチャーに関連する違反行為については、行為者の国籍によらずまた行為がマレーシア国内国外のいずれで行われたかによらず同法の適用があるとされています。

同法案はまだ国王の承認を得ていない状態ではありますが、NCII Sector としてカバーされる業種が非常に広くまた域外適用の定めもあることから、日系企業としては今後の動向を十分に注視しておく必要があります。

MHM Asian Legal Insights

弁護士 田中 亜樹
☎ 03-6266-8919 (東京)
✉ aki.tanaka@mhm-global.com

5. シンガポール：ACRA 登録関係の法改正案の公表

シンガポール財務省（Ministry of Finance）及びシンガポール会計企業規制庁（Accounting and Corporate Regulatory Authority：「ACRA」）は、会計企業規制庁法（Accounting and Corporate Regulatory Authority Act 2004）及び会社法（Companies Act 1967）の改正案（「本改正案」）を公表しました。この改正案はシンガポールにおける会社登録情報に関する手続のデジタル化や会社登録情報の正確性の向上等を目的としたものであり、その改正内容は多岐にわたりますが、本レターではその主要な点を紹介します。

(1) デジタルコミュニケーションの促進

現在の会社法では、ACRA から会社、役員、株主等に書面、情報が送付される場合、物理的な写し（ハードコピー）を用いることとされています。これに対し、本改正案では、①ACRA により送付される書面、情報にアクセスする方法等について電子的な方法で ACRA が通知すること、及び②書面、情報（召喚状（summons）を除く）を BizFile+のデジタルメールボックス経由で送付することができるようにとされています。

また、本改正案では、政府当局と会社間のデジタルコミュニケーションを促進するため、ACRA が会社の電子メールアドレスや携帯電話番号等を収集できることとされています。

(2) ACRA における登録手続の利便性の向上及び登録情報の正確性の確保

現行法では、ACRA が自ら登録情報を修正、更新できる場合は、ACRA 内の情報に矛盾がある場合、又は ACRA 登録情報と所定の当局における情報に矛盾がある場合に限られていました。改正法では、ACRA が所定の政府当局から情報を取得し、これを使用することを認めており、これにより民間が一定の取引の申請にあたり ACRA に情報を提供することが不要となる（ACRA に申請したものとみなされるようになる）こととなります。また、改正法によれば、ACRA は取得した情報を用いて、ACRA 登録情報（取締役の氏名、住所、国籍等）の修正、更新ができるようになります。

MHM Asian Legal Insights

(3) 外国会社による財務諸表の登録

現行法においても、外国会社は所定の財務諸表を ACRA に登録すべきものとされていますが、改正法では財務諸表の登録の仕組みがより整理された形となりました。詳細は以下のとおりです。

(a) 上場会社の場合

シンガポール又は海外で上場している外国会社については、当該外国会社に適用される上場規則に従って作成された財務諸表を ACRA に登録する必要があります。

(b) 非上場会社の場合

- ① 非上場の外国会社がシンガポール会計基準と実質的に類似している会計基準に従って財務諸表を作成している場合は、当該財務諸表を ACRA に登録する必要があります。
- ② 非上場の外国会社がシンガポール会計基準と実質的に類似していない会計基準に従って財務諸表を作成している場合で、かつ、その財務諸表が当該外国会社の設立準拠地における会計基準に従っているときは、当該財務諸表を ACRA に登録することで足ります。なお、当該財務諸表に対する監査については、外国会社の設立準拠法で求められているものを経ている必要があります。
- ③ 非上場の外国会社で、上記①又は②に当てはまる財務諸表がない場合には、未監査の財務諸表の概要を ACRA に登録することで足ります。

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

弁護士 細川 怜嗣
☎ +65-6593-9467 (シンガポール)
✉ reiji.hosokawa@mhm-global.com

弁護士 内田 義隆
☎ +65-6593-9463 (シンガポール)
✉ yoshitaka.uchida@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

今月のコラム—Dress to impress la!—

常夏の国シンガポールでは、基本的に一年中夏服を着ることになります。なのでリゾートドレスや半袖シャツは何枚あっても足りないけれど、ファストファッションばかりでは味気ない……。そんな方にお勧めしたいのが、唯一無二のお気に入りに出会えるかもしれない、シンガポールの厳選ファッションスポットです。

まずご紹介したいのが、MRT の Somerset 駅から歩いてすぐのところにある Design Orchard です。こちらは Singapore Fashion Council が運営するセレクトショップで、衣類や雑貨、アクセサリなど、主にシンガポールや近隣諸国のデザイナーによる商品を取扱い、彼らに活動の場を提供しています。



電光掲示板までお洒落な Design Orchard 外観。



Design Orchard 内部。撮影時はワイルドライフ特集中。

シンガポールの中華系伝統衣装チョンサムを現代風アレンジしたドレスや、大胆な色柄物など、夏空に映える服を自分用に求めるもよし、シンガポールの景色やプラナカン模様をあしらった雑貨をお土産用に買うもよし、足繁く通う価値のある名店です。

続いては、Arab Street の 1 本隣の Haji Lane をご紹介します。300 メートルにも満たない路地に、ポップな壁画に彩られたブティックや飲食店が軒を連ね、週末は多くの人で賑わっています。素敵な夏服はもちろん、シンガポールでは珍しい古着店が出す個性的なりメイク服なども揃います。

最後にご紹介するのは、Orchard と Botanic Gardens の間にある Tanglin Mall です。やや小規模ではありますが、イタリア直輸入の服しか置いていないお店があるかと思えば、インド発のリゾートウェアを中心的に扱うお店もあり、その多彩さゆえに何時間も居てしまう魅惑のモールです。

もしこの中に行ってみたいと思われる場所があったなら、次のお休みには、運命の一

MHM Asian Legal Insights

着を探しにシンガポールの街へ繰り出してみませんか。

(弁護士 高橋 茜莉)

MHM Asian Legal Insights

セミナー・文献情報

- セミナー [『第 5356 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「AI をビジネスに活用する際の最新法律実務～知っておくべき法的リスクとその実践的な対処法』』](#)
開催日時 2024 年 4 月 23 日（火） 13:30～15:30
講師 輪千 浩平
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

NEWS

- 当事務所は Global Arbitration Review において GAR 100 - 17th Edition に昨年に引き続き選出されました
当事務所は、Global Arbitration Review 誌の国際仲裁分野の専門ガイドである GAR 100 - 17th Edition に、昨年に引き続き選出されました。